

# 大館市適正入札・契約推進委員会

## 平成29年度 第2回定例会議事録（概要）

■日 時：平成29年12月18日（月）午後3時00分～4時30分

■場 所：大館市役所3階（第1委員会室）

■出席委員：佐藤 英夫（委員長／税理士）

伊藤 治兵衛（弁護士）

佐藤 昭男（学識経験者）

斉藤 留美子（関係業界代表／建築士）

名村 伸一（内部委員／大館市副市長）

北林 武彦（内部委員／大館市総務部長）

### 1. はじめに（略）

### 2. 開会（略）

### 3. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか否か、委員の皆様のご意見を伺います。

（公開することについて、反対意見なし）

委員長： 特段、異議がないようですので、本日の定例会を「公開」と決定します。なお、委員各位の自由な討論を保障するために必要な場合は、傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。

また、定例会の内容については、インターネットを通じて、会議の概要を公表しますのでご承知置き願います。

### 4. 審査

#### ■【資料1・2】入札・契約の運用状況について

委員長： それではこれから審議に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局： それでは、お手元の資料1、1ページの「業種別入札方式別発注総括表」をもとに、平成29年度上半期の状況について説明いたします。

まず、業種別としては、「**建設工事**」、「**建設コンサルタント業務等**」、「**物品調達**」、そして「**役務提供**」の4つに分類しております。

次に、この4分類を更に入札別として

- ◎ 公募型指名競争入札
- ◎ 通常指名競争入札
- ◎ 随意契約

に分けております。なお、随意契約については、250万円を超える契約を掲載しております。

また、「**物品調達**」及び「**役務提供**」の単価契約については、「**単価契約**」と記入して掲載しております。

なお、【資料1】の2ページ欄外に落札率について注釈を入れておりますが、普通契約の落札率は契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率とし、単価契約の落札率は落札率の合計を落札件数で除した平均落札率としております。

それでは【資料1】の総括表に基づき、平成29年度上半期の状況をご説明いたします。説明時の金額は、端数を四捨五入した数字とさせていただきます。

- まず、建設工事ですが、公募型指名競争入札は、件数が前年同期比10件増加し126件となり、契約金額でも1億2,000万円増加し、27億5,800万円となっております。

建設工事のトータルでは、件数で12件増加したものの、契約金額では9,800万円減少し、28億4,700万円となりました。

主な工事としては、「長根山運動公園長根山陸上競技場公認改修工事」1億1,900万円や、「工業用水道拡張関連工事」3件での6億2,300万円、「扇田大橋補修工事」1億100万円、大館橋添架管更新工事の1億200万円が挙げられます。

なお、建設工事全体の落札率については、前年同期比0.1ポイント減少し、98.2%となっております。

- 次に、建設コンサルタント業務等についてですが、トータルでは前年同期比で、件数は同数の48件、契約金額では5,900万円増加し3億4,500万円となっており、主な業務としては、上水道事業変更認可申請書作成業務2,300万円、公共下水道実施設計業務の釈迦内字稻荷山下地区4,400万円、同じく池内字上野地区2,600万円が挙げられます。

落札率は、4.5ポイント減少し87.8%となっております。

- 物品調達では、トータルでは、昨年同期比で、件数で7件増加して92件、契約金額でも1億6,500万円増加し4億2,400万円となっております。増加の主な要因としては、健康課の健康情報管理システムリース機器4,300万円、学校教育課の小・中学校へのエアコン購入3件で4,000万円、消防の救助工作車・救急用資機材・テロ対策用特殊救助資機材9,800万

円などの高額備品の購入があったことによるものです。

落札率については、普通契約で5.6ポイント減少し91.6%、単価契約では2.8ポイント増加し81.4%となっております。

- 次に、【資料1】の2ページになりますが、役務提供につきましては、トータルで、件数は26件減少し225件、契約金額では3億5,700万円増加し24億4,900万円となっております。

金額増加の主な要因は、市長事務局では「北地区学校給食センター給食調理配送業務」の2億4,600万円、「高機能型消防指令装置保守管理業務」4,100万円、「消防救急デジタル無線保守管理業務」1,600万円など、市立総合病院では「設備管理業務」1億2,800万円など複数年の委託契約の更新があったことが挙げられます。

落札率については、普通契約で0.5ポイント増加し98.6%、単価契約では8.2ポイント減の90.7%となっております。

- 以上により、平成29年度上半期の総件数は504件で、前年同期比7件の減となっております。

また、単価契約を除く契約金額の総合計は、60億6,500万円で、同じく4億8,300万円の増加となっております。なお、総トータルの落札率については、普通契約で97.2%で、前年同期比0.7ポイント減少し、単価契約でも86.0%と、11.8ポイント減少しております。

平成29年度上半期の入札・契約の運用状況についての説明は以上です。

なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況につきましては、お手元の【資料2】「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照ください。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況の報告」について、何かご質問、ご意見はございますか。

委員B： 【資料2】の21頁で、低入札・最低制限が対象外とありますが、何故ですか。

事務局： 役務提供の単価契約のリースなので、低入札・最低制限価格の適用外となります。

委員A： 物品調達【資料2】の健康課、健康情報管理システムリース機器ですが、これはどのような内容ですか。ハードですかソフトですか。

事務局： これは、ハードでコンピューターの購入費です。

委員A： ソフトウェアまで含まれているのですか。

事務局： 含まれておりまして、セットでの備品購入となっております。

委員A： それは、こういった内容のものですか。

事務局： 市民の健康管理情報を集約するソフトが入っており、個人情報ですが特定の人の健診の状況を一覧で見られるというソフトです。

委員A： 健康診断を受けている、受けていないとか分かるシステムですか。

事務局： はい、そうです。

委員A： それは、5年くらい使えるものですか。

事務局： コンピューターそのものは長く使えると思いますが、皆さんご存知だと思いますが、OSのメーカーのフォロー期限までは、使えると思います。

委員B： 【資料2】の19頁で、測量業務で災害復旧に対応したものがかなりあるのですが、それ以外の10番から14番までは、川を測量しているがどの様な測量ですか。

事務局： 7月の豪雨の災害査定を受けるための測量です。普通河川の方は、土木災害で、農地農業用は農林災害等です。

委員B： はい、分かりました。という事は、5番から14番までは災害復旧の測量という事ですね。

事務局： はい、そうです。

委員A： 5頁の建設工事の43から45番の水道Aの落札率が特に高いが、何か要因はありますか。

事務局： 特段、水道Aだから高いという要因は見あたりませんが、大体、工事の落札率は90%を下回ると低入札となりますので、98%から99%あたりで推移している状況です。

委員A： はい、分かりました。予定価格も公表されているので、それに近いところで落札されているという事ですね。

事務局： はい、そうです。

委員A： 24頁の物品調達の4から6番の落札率が低いが、この場合の予定価格はどの様な設定

になっているのですか。

事務局： 水道課にも確認しましたが、最近、量水器の単価が下がっているという状況もありまして、過去数年間の落札率から予定価格を設定しており、今回も昨年並みの価格で落札になっている状況です。今後も価格が低く推移すれば予定価格も予算査定段階で低くなると思われると思います。

委員A： 25頁の16番から19番も低いが同じですか。

事務局： これも、その年によって単価が違いますが、安全をみて通常通りの単価設定をしていましたが、今回は安くなったという事です。

委員B： 【資料2】の随意契約についてですが、件数が多いが、この随意契約の内容については、契約検査課では確認していますか。

事務局： はい、100万円を超える市長事務部局の案件に関しては、全て契約検査課の合議がありますので、確認しております。

委員B： という事は、契約検査課では内容についても確認をとっているのですか。内容によっては、どうしてもその会社でなければならないという事も多々あると思いますが、その内容の裏どりもしているのでしょうか。

事務局： 担当課の方から、執行伺という形で地方自治法施行令に基づき、随意契約でその会社でなければならない理由が記載されてくるのですが、本当にそうなのかという、裏どりまで全部確認するのは難しいので、疑問がある場合は、担当課に、どうしてその業者なのかと確認する事が多々あります。【資料2】は、参加数がほぼ1者で、納入したメーカーしか、機器のメンテナンス出来ないという事で、予算要求の段階から見積書をいただき、発注時に再度見積書を徴収する形で随意契約となっております。

委員B： つい最近、会計検査で随意契約が指摘されている事例があるようなので、随意契約については、裏づけと妥当性等についても、しっかり契約検査課で確認して頂きたいと思いません。それも、契約検査課のお役目ですよ。

事務局： はい、病院以外の市長事務部局については、契約検査課でしっかりチェックいたします。

委員B： そうですか、病院については、それぞれの対応となるのですか。病院の方でも、会計検査の指摘事例を踏まえて検討して頂きたいと思いません。

事務局： はい、病院の方にも伝えます。

委員A： 43頁の3番の基幹業務システム保守業務期間は、1年分ですか。前に来年度、システムを更新するようなお話を聞きましたが。

事務局： 期間については、すみません記載しておりません。

委員長： 次回からは、期間の記載をお願いします。

事務局： はい、分かりました。

委員A： 随意契約は、指定管理も入っていますか。

事務局： 指定管理は、入っておりません。

委員A： 地域包括支援センター運営業務は、指定管理ではないのですか。

事務局： 指定管理ではありません。

委員B： 45頁の40番の北東北&北海道グルメフェスタ開催業務は、どのような内容ですか。

事務局： 3Dといいまして、大館、函館、角館の観光の連携を図ろうとしているもので、函館でイベントを行うにあたって、大館と角館、小坂町も含めてこちらの物産を持って行って、イベントをアシストしていただく業務となっております。

委員B： イベントのコンサルという事ですか。

事務局： コンサルというか、イベントを運営していただく業務で、イベントブース設営と物品搬入後に、2市1町職員が函館に行ってイベントをするための運営をお願いする業務です。

委員B： この金額は、大館に関してだけの金額ですか。

事務局： はい、これは大館だけの分です。大館、角館、小坂で按分するような形となっています。この記載している金額は、大館分です。

委員B： 結構な金額ですよ。

事務局： マネジメントから運営までなので、広告やポスター等含めての業務となっております。

委員B： この様な事業には、国等の補助金は無いのですか。

事務局： この事業は、交付金事業となっております。

委員B： はい、分かりました。有難うございました。

委員長： 他にご意見、ご質問ございませんか。無ければ、次の審議に進みたいと思います。

### ■【資料3】抽出事案について

委員長： それでは、次の審議事項に移ります。本委員会要綱第2条第2号の規定により、「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したものに関し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について」の審議を行います。

要綱第6条の規定により、この抽出は「抽出委員」に委任し、あらかじめ選んでおります。要綱の運営要領第3第2項の規定により、事務局の説明に先立ち、抽出委員の佐藤委員から「抽出結果」の報告及び確認をお願いします。

抽出委員（佐藤委員）： それでは、審議に入る前に抽出結果について報告しますので、ご確認をお願いいたします。【資料3】

#### （1）公募型指名競争入札

##### ① 建設工事 【工業用水道第3配水池築造工事】

上半期に実施した125件の中から、予定価格の最も高い事案を選びました。

##### ② 測量及び建設コンサルタント等業務 【大館市公共下水道釈迦内字稻荷山下地区実施設計業務】

上半期に実施した32件の中から、予定価格の最も高い事案を選びました。

##### ③ 物品調達 【救助工作車（Ⅱ型）・救助用資機材・テロ対策用特殊救助資機材】

市長事務局における案件のうち、予定価格の最も高い事案を選びました。

##### ④ 役務提供 【大館市北地区学校給食センター給食調理配送業務】

市長事務局における案件の中から、予定価格の最も高い事案を選びました。

#### （2）随意契約

##### ① 随意契約 【一般廃棄物収集運搬業務（大館地区）①】

市長事務局における案件のうち、予定価格の最も高い事案を選びました。

委員長： それでは、抽出の結果について皆様の確認をお願いいたします。

委員長：引き続き、事務局から抽出事案について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、お手元の【資料3】により説明いたします。54頁をお開き願います。

■ 54頁から55頁は、公募型指名競争入札で発注しました「工業用水道第3配水池築造工事」であります。入札参加資格としては、市の登録名簿の「水道施設工事A級」に登録されていること、「市内に本社・本店等」主たる営業所を有していること、本工事に必要な主任技術者として「1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者」を配置できることなどであります。

56頁をご覧ください。本入札には、資格を満たす8者の応募があり、同じく8者の参加による入札を実施しております。落札率は99.4%となっております。

■ 次は、57頁から58頁の測量及び建設コンサルタント等業務の「大館市公共下水道釈迦内宇稲荷山下地区実施設計業務」であります。入札参加資格としては、市の測量及び建設コンサルタント等業務の「土木関係建設コンサルト業務」のうち「下水道部門」に登録されていること、(4)の「平成24年4月1日以降に元請として地方公共団体又はこれらに準ずる機関が発注した『下水道管きょ実施設計業務』を完了し、成果品を引き渡した実績を有する」ことなどであります。

59頁をご覧ください。この条件で公募したところ、資格を満たす13者が応募し、入札に参加しました。本件は低入札価格調査制度を適用する事案であり、入札の結果、調査基準価格を下回り、低入札となりましたので、低入札価格調査を実施いたしました。

低入札価格調査内容は75頁の【資料5】で改めて説明いたしますが、詳細調査の結果、失格とならなかったうちの最低入札者が落札となりました。落札率は77.2%となっております。

■ 次に、60頁の物品調達「救助工作車(Ⅱ型)・救助用資機材・テロ対策用特殊救助資機材」であります。入札参加資格は、市の物品納入業者に登録されていて「消防器具・保安標識」を取り扱い品目として申請している者、市内に本社・本店又は支店・営業所等を有していることなどあります。この条件で公募したところ、61頁にありますとおり3者が応募・参加して入札が実施されました。落札率は98.5%となっております。

■ 次は、62頁から63頁の役務提供「大館市北地区学校給食センター給食調理配送業務」であります。

入札参加資格は、市の登録名簿において役務提供の「給食調理配送等」として登録されていること、市内に本社又は支店等、営業所を有していること、平成24年4月1日以降に元請として、1日当たり500食以上の給食の調理および配送業務を1年以上継続して実施した経験を有すること、業務管理責任者1名と、給食業務に1年以上の経験を有する調理師を業務責任者および業務副責任者として専任で各1名配置できることなどあります。

この条件で公募したところ64頁にあります3者が応募・参加し入札が実施されました。落札率は99.7%となっております。



■ 最後に、65 頁の環境課が随意契約した「一般廃棄物収集運搬業務（大館地区）①」であります。

大館地域は、収集量・処理場までの距離や限られた収集日数を考慮すると 1 者で業務を行うことは困難であるため、最も効率的に収集業務ができるように 2 区分とし、委託契約を行っておりますが、それを委託する業者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の規程により、当該業務に精通し、業務を充足するに足りる台数の塵芥収集車を保有している業者でなければならないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規程、「性質または目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約をいたしました。

落札率は 99.9%となっております。

抽出案件に関する説明は以上でございます。

委員長： 皆様のご意見を頂戴したいと思います。活発なご意見をお願いいたします。

委員 A： 最後の事案の「一般廃棄物収集運搬業務（大館地区）①」で、2 区分とし、2 者と委託契約するとありますが、もう 1 区分は別の業者ですか。

事務局： はい、もう 1 区分は別の業者です。

委員 A： 役務提供「大館市北地区学校給食センター給食調理配送業務」ですが、これは 1 年間の契約ですか。

事務局： 5 年契約となっております。

委員 A： 前の契約金額よりも増加しているのですか。

事務局： 前の金額との比較はしてありませんが、人件費アップの関係で増加していると思います。

委員長： ほかに、ご意見ございませんか。宜しいでしょうか。

無ければ、これで抽出の案件についての審議を終了いたします。

## 5. 指名停止等の運用状況について【資料 4】

委員長： それでは、続きまして、要綱第 2 条第 1 号及び同運営要領第 2 の規定に従い、指名停止の運用状況について事務局から報告を受けます。

事務局： それでは、【資料 4】により平成 29 年度上半期の指名停止等の運用状況について説明いたします。この期間、2 社の指名停止措置を行っております。

■ 初めに 67 頁に記載されている 1 番の指名停止理由ですが、表の右側に示しているとおり、株式会社秋田クボタが、民間において、建設業法第 3 条第 1 項の規程に違反して、建築工事業の許可を受けていないにもかかわらず、建築一式工事を請け負い、また、この工事の施工にあたって、建設業法第 26 条第 1 項の規程に違反して、規定の要件を満たさない者を主任技術者として配置したものです。このため、本事案が、大館市指名停止要綱第 2 条の規定による、贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第 9、建設業法違反行為の(1)秋田県内における違反のオに該当し、3 カ月の指名停止措置を講じました。

■ 次に 2 番の指名停止理由ですが、株式会社東光コンサルタンツの宮崎営業所長が、自治体が発注した都市計画マスタープラン策定業務委託において、不正に入札に関する情報を得て落札、公正な入札を妨害したとして、公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕されたというものです。

このため、本事案は、大館市指名停止要綱第 2 条の規定による、贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第 7、競売入札妨害及び談合の(2)秋田県外における違反のイに該当することから、12 カ月の指名停止措置を講じたものです。

この事案については翌月、宮崎地方検察庁が公訴を提起しない処分をしたため、68 頁にあるように指名停止の解除を行っております。指名停止措置は平成 29 年 7 月 20 日から、指名停止の解除措置は 8 月 2 日となりましたが、逮捕の事実は消えないため、解除の遡及措置は行わないものです。

以上が平成 29 年度上半期における指名停止の運用状況でございます。

委員長： それでは、ただいまの事務局の説明について、質問を含めて、委員の皆様のご審議をお願いいたします。

委員 C： この案件ではないが、今回騒がれている扇田病院の件ですが、あのような不祥事があった場合は入札から排除出来ないのですか。

事務局： 入札から排除するには、業者登録を取り消すという方法が一つと、指名停止をするという二つの方法がありますが、どちらも不正、不誠実な行為で措置をするという規定があります。今回の場合は、損害賠償金額について、双方の主張が異なるという事で、裁判の状況を注視していくべきものと考えております。

委員長： 他に何かご意見、ご質問ございませんか。無ければ、次の議案に進みたいと思います。

## 6. その他 【資料 5】 低入札価格調査について

委員長： 引き続き、事務局から「その他」について説明を受けます。

事務局： その他については 69 頁からの【資料 5】による、上半期における低入札価調査制度に該当し、調査した結果の報告でございます。ご覧のとおり、建設コンサルタント業務等に 8 件、役務提供に 3 件の事案がありました。

■ 建設工事につきましては、大館市建設工事低入札価格調査制度実施要綱第 2 条の規定により、予定価格が 2,500 万円以上、ただし、建築一式工事は 5,000 万円以上の工事が対象となっております。対象工事は【資料 2】の 3 頁から 11 頁にあります 26 件であります、低入札受注の事案はありませんでした。

■ 建設コンサルタント業務等につきましては、大館市委託業務低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要綱第 2 条の規定により、予定価格が 300 万円以上の業務が対象となっております。対象工事は【資料 2】の 16 頁から 18 頁の 23 件が対象案件となりますが、そのうち低入札価格調査の対象は 8 件となりました。

内容につきまして、【資料 5】の 71 頁からをご覧ください。1 件目は「旧正札竹村本館棟解体工事実施設計業務」で、8 者が入札に参加し、1 者が調査基準価格を下回る金額で入札したため、調査に移行となりました。

調査 1 では入札参加者の平均入札額の 95% で算出される「失格基準価格」との比較を行います、この算出額が、調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格を失格基準とします。

本案件では調査対象業者がこれを下回っていたため、失格の判定となり、調査基準価格以上のうちの、最低入札者が 4 者いたため、抽選で落札者を決定いたしました。

■ 続きまして 2 件目、72 頁の「(仮称)ハチ公の駅新築工事実施設計業務」ですが、8 者が入札に参加し、3 者が調査基準価格を下回る金額で入札、調査 1 でその 3 者すべてが、要綱に基づく失格基準価格を下回っていたため失格となり、調査基準価格以上のうちの最低入札者が 2 者いたため、抽選で落札者を決定いたしました。

■ 続きまして 3 件目、73 頁の「大館矢立ハイツ耐震二次診断業務」ですが、7 者が入札に参加し、3 者が調査基準価格を下回る金額で入札、調査 1 でその 3 者すべてが失格基準価格を下回り失格となったため、調査基準価格以上のうちの、最低入札者を落札者に決定いたしました。

■ 続きまして 4 件目、74 頁の「ニツ山総合公園幼児エリア公園施設設置工事基本及び実施設計業務」です。7 者が入札に参加し、4 者が調査基準価格を下回る金額で入札、調査 1 でその 4 者すべてが失格基準価格を下回っていたため失格となり、調査基準価格以上のうちの最低入札者が 2 者いたため、抽選で落札者を決定いたしました。

■ 続きまして 5 件目、75 頁の「大館市公共下水道釈迦内字稻荷山下地区実施設計業務」で

す。13 者が入札に参加し、8 者が調査基準価格を下回る金額で入札、調査 1 で 4 者が失格基準価格を下回っていたため失格、調査 2 では項目別判断失格基準額との比較を行います。2 者が基準額を下回り失格、残りの調査対象業者に調査 3 で詳細調査省略基準価格との比較を行い、入札額の低い方の業者が省略不可の判定となったため、この業者に詳細調査を実施した結果、入札価格での業務履行が可能と判断し、落札者と決定いたしました。

■ 続きまして 6 件目、76 頁の「大館市公共下水道池内字上野地区実施設計業務」ですが、13 者が入札に参加し、6 者が調査基準価格を下回る金額で入札、調査 1 で 2 者が失格基準価格を下回っていたため失格となりました。調査 2 では 1 者が項目別判断失格基準額を下回り失格、残りの調査対象業者に調査 3 で詳細調査省略基準価格との比較を行い、入札額の 1 番低い業者が省略不可の判定となったため、この業者に詳細調査を実施した結果、入札価格での業務履行が可能と判断し、落札者に決定いたしました。

■ 続きまして 7 件目、77 頁の「蛭沢橋橋梁補修設計業務」ですが、8 者が入札に参加し、1 者が調査基準価格を下回る金額で入札、調査 1 でその 1 者が失格基準価格を下回り失格となったため、調査基準価格以上のうちの最低入札者を落札者に決定いたしました。

■ 続きまして 8 件目、78 頁の「市道二ツ屋線法面補修設計業務」ですが、8 者が入札に参加し、1 者が調査基準価格を下回る金額で入札、調査 1 でその 1 者が失格基準価格を下回り失格となったため、調査基準価格以上のうちの最低入札者を落札者に決定いたしました。

■ 続く 79 頁からは役務提供の低入札価格調査となります。

役務提供の調査対象入札では、調査基準価格を下回った入札があった場合、失格判定は行わず、そのまま詳細調査への移行となります。

1 件目の「大館市空き家管理システム導入業務」では、2 者が入札に参加し、1 者が調査基準価格を下回る金額で入札したため、この業者に詳細調査を行った結果、入札価格での業務履行が可能と判断し、落札者と決定いたしました。

■ 続く 2 件目、80 頁の「小・中学校 FF 式石油暖房機分解整備等業務（その 1）」では、4 者が入札に参加し、1 者が調査基準価格を下回る金額で入札したため、この業者に詳細調査を行ったところ、入札価格は数量を少なく誤って算出したとのことで、必要な資料の提出も得られなかったことから、この業者を落札者とはしない判定とし、調査基準価格以上のうちの最低入札者を落札者に決定いたしました。

■ 続く 81 頁の 3 件目も、前の案件と同様の内容で、調査基準価格を下回る金額で入札した 1 者に詳細調査を行い、この業者を落札者とはしない判定としましたが、前の案件との分離発注案件のため、1 件目を落札した業者の入札は無効とし、その次の価格の入札者を落札者に決定いたしました。

低入札価格調査については、以上でございます。

委員長： ただいまの事務局の説明について、委員皆様の審議をお願いいたします。

委員B： 69頁の一番上の欄に、落札価格（A）と入札書比較価格（B）とありますが、（B）の入札書比較価格とは、何ですか。

事務局： 予定価格を設けておりますが、税抜きの手定価格のことです。

委員B： はい、分かりました。有難うございます。

委員C： 81頁で、(株)T業者を無効した理由がよく分からない。80頁が桂城小ほか4校で、81頁が城南小ほか5校で違う業務だと思うのですが。

事務局： 受注機会を広くするため同業種の複数案件については、分割発注というシステムを設けております。最初の物件で1番低い入札額のW業者が低入札調査対象となり保留案件としたまま、次の案件も通常通り入札書を入れていただきました。1件目の調査判定で、W業者を落札者としなない判定が出て、2番目のT業者を落札者としたため、2件目は、T業者を無効といたしました。通常は、1件目を落札した業者は、2件目では辞退と入札書に書いて頂くのですが、今回の場合は、1件目で保留となったため、2件目も入れて頂き、1件目の落札者が決定してから、2件目を判断するという事としております。

委員C： 例えば、道路の舗装で区割りがある場合でも同じ様な事になるのですか。

事務局： 同じ入札日に、同じ対象業者、例えば土木Aとか舗装Aとかの案件が2件以上、発注として出た場合に、応募してくる業者さんが、その件数以上あった場合には、1者1件しか落札出来ないというやり方をして、受注機会増を図っております。

したがって、今回の場合も、1件目をT業者が落札したので、同じ6月29日に入札してありますので、本来であればT業者は2件目の城南小の方には、辞退札を入れて頂くのですが、今回は低入で保留にしましたので、1件目でW業者が落札者から外れ、T業者が落札となったので、2件目をT業者を無効扱いとして、次のT2業者を落札者としております。

委員A： 低入札の案件を見ますと、建設コンサルタント業務が多いのですが特に何かあるのですか。

事務局： これについては、もともと地方自治法の関係でいきますと、最低制限価格がありまし

て、例えば、予定価格100万円で、コンサルの場合は80万円位ですけども、それを下回ると一発で失格としておりましたが、それだと厳しいという事で、詳細な内訳を調査するのが、低入札制度のやり方です。大館市でも20年頃から導入していますが、ここに来まして県の方で、この12月からこれを廃止しまして、最低制限価格のみにしている状況となっております。つまり、「これより下回ったら一発でアウトですよ」という価格にやり方を改めました。県の方では、業界の一定の理解も得られたという事で、12月から廃止しておりますので、大館市としても、建設コンサルタントと役務提供についても、他市の状況等をみて低入札価格調査をどうするのかを、これから検討していきたいと考えております。

これについては相当、手間がかかっています。

委員B：　そうですよね。建設コンサルについては、もう何十年もの間、すごく問題視されていて、解決の兆しが見られず時を重ねてきた訳ですけど、今回、県の方で中身についてチェックが入ったという事で、少しの希望が見えてきたかなと思います。何年もコンサルに関しては、他の業務と比べものにならないくらい、頑張っで低価格で仕事している状況であったので、本当に何とかしたいものだなと思ってましたけれども、やはり、中々その手立てが見つからなかったが、今回をきっかけに対応を進展させて欲しいと思います。

委員C：　競争が激しいので、その結果低い価格でも取りたいという業者側の希望と、あるいはそんなに儲けなくても良いよという、人の好きが表れていると思うがどちらでしょうか。

委員B：　最初の方だと思います。後の方は無いと思います。やはり、会社を継続するには、適切な報酬が無ければ、会社を運営出来ない訳ですから、それを我慢してでも最初の方であると、私は読みとっていますので、何とかして頂きたいと思います。

事務局：　はい、今検討しております。

結果次第ですが、4月くらいから何らかの方法で県に倣うとか、県とはちょっと違うけれど似たような形でとかの方向で、検討したいと思います。

委員B：　そうですね。どうか宜しくお願いします。

委員長：　他にございませんか。なければ、「その他」の案件についての審議を終了いたします。

委員長：　本日の案件については以上でございますが、要綱の運営要領第2の第2項には、「市が実施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」とありますし、入札・契約制度全般にわたって意見を述べることもできますが、何かありますか。

委員B： 先程もお話しましたが、随意契約については重々内容を吟味した上で、ことの進行に努めて頂きたいという事と、先程のコンサルについては、十分にご配慮して頂きたいという事の、この2点について、どうか宜しくお願いします。

事務局： はい、分かりました。検討させていただきます。

事務局： もし、他に無ければ一つ報告させて頂きたい事がありますが宜しいでしょうか。

委員長： はい、どうぞ。

事務局： 報告と致しましては、今回の12月議会の総務財政常任委員会でも説明しておりますが、電子入札の導入について、委員の皆様にも報告させていただきます。電子入札と申しますのは、これまで、設計図書の閲覧から入札の申し込み、入札までを、業者が市役所に直接来て対面して行っていたものを、各自会社に居ながらにして、設計図書の閲覧から入札までの一連の行為が出来るシステムでありまして、10年ほど前から秋田県独自の電子入札システムが導入されており、そのシステムは市町村も加入・利用出来ることから、県内でもすでに8市2町がその電子入札システムに参加している状況です。

その電子入札について、本市としても検討してきたところ、いま申し上げました様にすでに県内では多くの市が利用し問題なく稼働しているという現状等も踏まえまして、平成30年の10月から電子入札を一部導入したいと考えております。対象となりますのは、4つに区分している業務の中で建設工事と建設コンサルタント業務の2業務です。これは、県のシステム自体が建設部のシステムであるため、この2業務が対象となるという事でございます。従って、役務提供と物品調達につきましては、残念ながら当該システムの対象にありませんので、引き続き紙入札という形になります。

委員B： 測量コンサルは、入らないのですか。

事務局： 入ります。建築、測量などの建設関係のコンサルと建設工事そのものの2種類が対象となります。今後、平成30年度当初に予算措置しまして準備をし、来年の10月からの運用を予定しておりますので、ご報告を申し上げたいと思います。以上でございます。

## 6. 閉会

委員長： 本日の議事につきましては、これをもって終了いたします。ご苦労様でした。